

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

2019年6月10日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県西和医療センター
院長 横山 和弘

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
医療ガス等購入

2 入札物件の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 契約期間

2019年7月1日から2022年3月31日まで

4 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号 奈良県西和医療センター

5 入札方法

入札は、各品目の予定数量に単価を掛け合わせた金額の合計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から4までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中ではない者であること。
- 3 公告日からこの公告に示した入札の日までの間のいずれにおいても民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- 4 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- 5 次に掲げる(1)から(6)のいずれの要件にも該当しないものであること。
 - (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)である。
 - (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- 6 医薬品の卸売販売業許可を受けていること。
- 7 高圧ガス販売業の許可を受けていること。
- 8 医療用液体酸素の製造業者が発行する「液体酸素供給証明書」を災害時等においても安全供給が確保されるよう2社以上提出できること。
- 9 医療用液体酸素について、200床以上の病院に継続して直接販売及び納入した実績を有すること。
- 10 緊急時において、連絡から1時間以内に病院へ駆けつけることができる距離に事業所を有していること。
- 11 奈良県が指定した災害緊急時における医療ガスの供給に関する協定を締結した団体（一般社団法人日本産業・医療ガス協会近畿地域本部医療ガス部門奈良県支部）に加盟していること。
- 12 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目がJ3「ガス類その他、酸素ガス」で登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。
- 13 上記12の登録が、奈良県内に所在地がある本店又は支店（以下「事業者」といいます。）でされている者であること。
- 14 当センターの医療ガス設備であるエア・ウォーター防災株式会社のメーカー代理店（特約店）であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 契約条項を示す場所・入札説明書の交付場所・期間及び問い合わせ先
〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター総務課管財係
電話(代表) 0745-32-0505 (内線2214)
入札説明書の交付期間は、公告日から2019年6月17日(月)まで
各日午前9時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)
- 2 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は行いません。
- 3 入札書の提出場所、入開札の日時及び場所
2019年6月24日(月) 午前11時00分
奈良県西和医療センター 事務棟1階 小会議室1
- 4 入札参加資格審査の申請
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)
電話番号(直通) 0742-27-8908

第4 その他

1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

3 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規定第27条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時まで提出しなければなりません。

なお、奈良県西和医療センター院長から、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接

的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本センターに報告せず、若しくは警察に届けなかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。